

# 第3次嘉麻市行政改革大綱

平成28年3月

嘉 麻 市

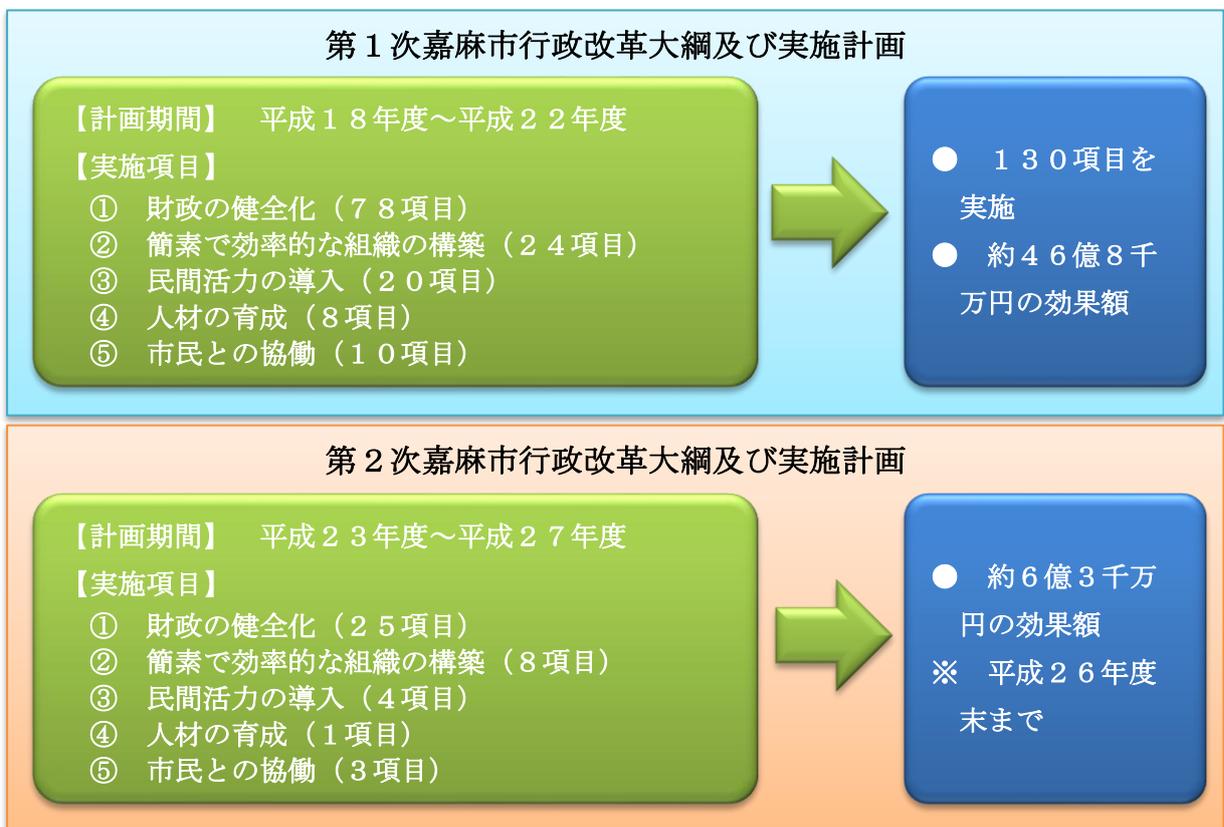
# I 第3次行政改革大綱策定の趣旨

## 1 これまでの取組み

本市は、行政サービスの維持向上や行政運営の効率化等を目的として、平成18年3月に1市3町の合併により新しく誕生しましたが、市税等に乏しく、国・県からの地方交付税や補助金等に過度に依存した財政構造であったことなどから、合併当初から、危機的な財政状況にありました。

このような中、確固とした行財政基盤の構築を図るため、平成18年以降、2次にわたり行政改革大綱及び行政改革実施計画を策定し、これに基づき、自主財源の確保、組織機構の見直し、職員定数の適正化、事務事業の見直し、職員の意識改革など、社会情勢や多様化する行政ニーズに的確に対応しながら、総合的かつ計画的な行政改革に継続して取り組んできたところです。

そして、この取組みにより、一時懸念されていた財政再建団体への転落を回避するなど、一定の成果を得たところです。



## 2 さらなる改革の必要性

第1次及び第2次の厳しい行政改革の取組みにより、合併後から平成26年度までは財政収支の黒字を維持してきたところですが、今後の中長期的な財政状況の展望（参考：次ページの財政計画）では、平成28年度から開始される地方交付税の合併算定の段階的廃止や、人口減少に伴う税収の減少、さらには、加速する高齢化などに伴う社会保障経費の増加や、昭和40年～50年代に整備が集中した公共施設や道路等のインフラ設備の老朽化等に伴う更新・修繕等に係る費用の増加などにより、これまで以上の厳しい職員定数管理を見込んでも、平成28年度から約10年度間は歳入・歳出の収支バランスを保持できないなど、非常に厳しい財政状況が見込まれています。

このようななか、本市が自立した自治体として確固たる行財政基盤を構築するためには、聖域なき徹底した行財政の簡素化・合理化などについて、具体的かつ実効性ある取組みの早期の着手が求められます。

また、ここ数年は、老朽化が著しい公共施設等の更新・維持などの課題への対応に迫られる一方で、職員定数管理によるマンパワーの減少などが見込まれ、ひと・もの・かねといった限られた行政資源を効率的かつ集中的に運用することも求められます。

以上を踏まえ、第2次行政改革終了後においても、第3次行政改革として引き続き行政改革に取り組むものとし、そのための指針となる第3次嘉麻市行政改革大綱を策定し、この大綱に基づいて計画的かつ積極的に行財政改革を推進します。

●嘉麻市財政計画(H27～H37)

改定後

歳入の状況

単位:百万円

	合併算定替期間			激変緩和措置期間					一本算定期間				
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
地方税	2,819	2,771	2,763	2,749	2,736	2,720	2,705	2,690	2,675	2,660	2,646	2,632	2,618
地方譲与税	184	175	170	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
その他の交付金	456	511	801	790	990	1,057	1,057	1,057	1,056	1,055	1,054	1,053	1,052
地方交付税	10,909	10,888	10,862	10,812	10,160	10,123	10,056	10,057	9,844	9,979	10,082	10,058	10,032
分担金・負担金・使用料・手数料	932	943	950	945	939	934	929	923	918	913	908	903	898
国・県支出金	7,460	6,749	7,030	6,203	6,238	6,222	6,207	6,193	6,122	6,107	6,093	6,080	6,066
財産収入・寄附金・諸収入	655	560	578	601	642	655	663	661	546	546	546	546	546
繰入金	491	2,293	194	273	278	280	210	210	208	249	284	283	266
うち減債基金繰入金	0	92	145	224	229	231	161	161	159	200	235	234	218
繰越金	411	411	266	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	2,524	1,809	2,991	1,939	2,029	2,975	3,243	2,291	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
歳入合計	26,841	27,111	26,605	24,492	24,192	25,146	25,250	24,262	22,598	22,740	22,843	22,785	22,709

歳出の状況

単位:百万円

	合併算定替期間			激変緩和措置期間					一本算定期間				
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
人件費	3,486	3,544	3,605	3,498	3,426	3,381	3,300	3,228	3,129	3,075	3,039	2,976	2,931
扶助費	7,760	7,769	7,621	7,633	7,602	7,571	7,540	7,510	7,480	7,451	7,422	7,394	7,367
公債費	2,659	2,357	2,305	2,542	2,290	2,383	2,304	2,299	2,328	2,508	2,611	2,528	2,448
物件費	3,543	3,702	3,654	3,670	3,685	3,701	3,701	3,701	3,701	3,701	3,701	3,701	3,701
維持補修費	284	295	289	317	332	346	361	375	390	404	418	433	447
補助費等	2,180	2,343	2,227	2,200	2,178	2,155	2,141	2,119	2,093	2,092	2,092	2,092	2,069
積立金	529	2,258	285	754	295	348	714	789	368	146	146	146	146
うち減債基金積立金	0	1,378	199	648	179	221	577	643	222	0	0	0	0
投資・出資金・貸付金	52	52	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
繰出金	2,151	2,247	2,368	2,280	2,367	2,367	2,367	2,367	2,202	2,202	2,202	2,202	2,202
投資的経費	3,386	2,164	4,043	2,173	2,274	3,282	3,562	2,536	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
歳出合計	26,030	26,732	26,453	25,121	24,502	25,587	26,043	24,978	22,945	22,833	22,886	22,726	22,565
歳入－歳出	811	379	152	▲ 629	▲ 310	▲ 441	▲ 793	▲ 716	▲ 347	▲ 94	▲ 43	59	144

累積	659	1,038	1,190	561	251	▲ 190	▲ 982	▲ 1,698	▲ 2,045	▲ 2,139	▲ 2,182	▲ 2,123	▲ 1,979
基金残高	12,784	13,149	13,179	13,126	12,766	12,316	11,939	11,705	11,422	11,128	10,850	10,675	10,601
財政調整基金	3,742	3,562	3,577	3,100	2,790	2,349	1,557	841	494	400	357	416	560
減債基金	18	1,303	1,357	1,781	1,731	1,722	2,138	2,620	2,683	2,483	2,248	2,014	1,796
その他の基金	9,024	8,284	8,245	8,245	8,245	8,245	8,245	8,245	8,245	8,245	8,245	8,245	8,245
地方債残高	19,853	19,560	20,469	20,074	20,000	20,760	21,857	22,004	20,872	19,546	18,102	16,729	15,423
全職員数	429人	423人	425人	421人	413人	408人	399人	391人	380人	374人	370人	363人	358人

※端数整理(百万円単位)の関係で歳入、歳出、形式収支等が一致しないことがあります。

## II 第3次行政改革の基本目標

第3次行政改革は、合併優遇措置の期限切れ等を踏まえ、具体的かつ、より実効性ある取組みとし、「収支不足による市民サービスへの重大な影響の回避」を基本目標とします。

また、第1次及び第2次の行政改革に引き続き、中長期的には「自立した自治体としての確固とした行財政基盤の構築」を目指します。

なお、具体的な数値目標については、別に定める実施計画に設定するものとします。

## III 第3次行政改革の基本方針

基本目標を達成するために、第3次行政改革を推進するに当たっての基本方針を次のように定め、計画的かつ総合的に推進します。

### 1 財政の健全化

本市が自立した自治体として確固たる行財政基盤を構築するためには、計画的な財政運営と、地方交付税等の依存財源に過度に依存しない財政構造への転換が最も重要となってきます。

そのため、精緻な財務分析による財務マネジメントなどにより、経常的な経費の削減等を図るとともに、税等の徴収率の向上はもちろん、市有遊休地等の積極的な売却や基金・公金の効率的な運用など、市有財産等を有効かつ積極的に活用し、自主財源の確保を図り、歳入・歳出のバランスのとれた財政構造の構築を図ります。

#### 【推進項目】

- 計画的な財政運営
- 自主財源の確保
- 歳出の削減

## 2 市民ニーズや行政需要に応じた効率的な組織の構築

行政組織については、職員定員管理の観点と本庁機能の一本化を踏まえ、簡素化を図りつつ、多様化・複雑化する市民ニーズに応じた組織体制の構築を基本としますが、合併優遇措置の期限切れが迫ってくる中、老朽化が進行している公共施設の更新・修繕等の対応など、ここ数年は集中的にそれらの行政需要が過度に高まることが見込まれることから、当面は、その点も踏まえ、スクラップビルドなどにより、柔軟かつ効率的な体制を構築します。

また、職員の定数管理については、行政需要が高まる中においても、事務事業の見直しや、民間委託などを積極的に推進し、定員適正化計画に則った職員削減を図ります。

### 【推進項目】

- 組織・機構の見直し
- 計画的な職員数の削減

## 3 事務事業の見直し

職員定員管理により職員数が減少していく中、新たな行政課題や多様化・複雑化する市民ニーズに的確に 대응していくためには、事務事業の抜本的な見直しが必要となります。

そのため、事務の簡素化・効率化はもちろん、目的が薄れてきた事業の廃止や、事務事業への民間活力の導入を推進します。

また、行政評価を一層充実させ、事務事業の妥当性や有効性、効率性等を検証し、事務事業の見直しの指標として活用します。

### 【推進項目】

- 事務事業の見直し
- 民営化・民間委託の推進

#### 4 公共施設の見直し

市が保有する公共施設については、平成20年度に策定した公の施設見直し計画において、個々の施設ごとに廃止、統廃合などを計画したところですが、公共施設は、市民に身近な市民サービスの拠点であるとともに、地域コミュニティや市民の様々な活動の場であることなどから、その計画に副った取組みは進捗していないのが現状です。

このような中、平成27年に策定した公共施設等適正化基本方針では、昭和40年代～50年代に整備が集中した公共施設や道路等のインフラ設備の更新・修繕等に要する費用が、ここ数年で集中することが見込まれるため、公共施設の廃止や統廃合などの早期の取組みの必要性を示したところです。

そのため、公共施設の設置目的などを踏まえつつも、耐用年数が経過している施設や、利用者数の減少により実質休止状態になっている施設などについて、廃止等の措置を推進します。

また、現在直営で管理運営している施設について、積極的な指定管理者の導入を推進するとともに、今後の公共施設などの整備・管理・運営等について、民間の資金とノウハウを活用（PFI）した新たな公共サービスの提供について、研究・検証を行い、積極的にその活用について検討します。

##### 【推進項目】

- 指定管理者の導入
- 施設の廃止・統廃合等

## 5 人材の育成

職員定員管理により職員削減が進捗する中、今後見込まれる行政課題や、複雑かつ高度な行政ニーズに的確に対応していくためには、多様で質の高い職員を確保・育成していくことが重要です。

そのため、人材育成基本方針や人事考課制度等に基づいて、職員の人材育成を推進するとともに、職場の活性化を図ります。

また、労働安全衛生の充実や、ハラスメント対策の徹底などにより、職場内での良好なコミュニケーションの活性化を推進し、業務能率の向上を図ります。

### 【推進項目】

- 人材の育成
- 業務能率の向上

## 6 市民との協働

地方分権が進展し、「自己決定・自己責任」の行政運営が求められている中、高度化・多様化する市民ニーズや地域の課題等に、行政だけで対応することは困難になってきています。

そのため、嘉麻市自治基本条例に基づき、市民参画を推進するとともに、市民、地域、行政が、お互いの役割を理解・尊重し、協力しながらまちづくりを行っているよう、市民、地域、行政の協働を推進します。

### 【推進項目】

- 地域協働の推進

## IV 第3次行政改革の進め方

### 1 計画期間

この大綱による計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

また、この大綱に基づいた具体的な取組みを推進するための実施計画を作成し、実施計画には、具体的な取組み内容や実施年度、数値目標等を定めるものとします。

### 2 推進体制

第3次行政改革の取組みは、本市行政改革推進本部（本部長：市長）を中心に全職員が一丸となって、総合的かつ計画的に推進します。

### 3 進捗管理

第3次行政改革の進捗状況については、本市行政改革推進審議会に定期的に報告し、審議会の意見や提言等を受けるものとします。

また、計画期間中において、実施項目の追加等が生じた場合は、審議会の意見や提言等を受け、必要に応じ見直しを行います。

